

○平成十九年総務省告示第六百五十三号（無線設備規則第十四条の二第一項の規定を適用することが不合理な無線設備を定める件）新旧
対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、<u>設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局又はインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）</u>のうち携帯して使用するために開設する無線局の無線設備であつて、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの</p>	<p>携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局又はインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）のうち携帯して使用するために開設する無線局の無線設備であつて、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの</p>

○平成十六年総務省告示第八百五十九号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件)の一部を改正する告示案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案		現 行																					
別表第二十三号 無線設備の規格コード		別表第二十三号 無線設備の規格コード																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>設備規則第 49 条の 23 第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備</u></td> <td><u>LEO</u></td> </tr> <tr> <td><u>設備規則第 49 条の 23 の2に規定する携帯移動地球局の無線設備</u></td> <td><u>GEO2</u></td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 24 第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備</td> <td>IMC</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	コード	(略)	(略)	<u>設備規則第 49 条の 23 第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	<u>LEO</u>	<u>設備規則第 49 条の 23 の2に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	<u>GEO2</u>	設備規則第 49 条の 24 第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMC	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>設備規則第 49 条の 23 第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備</u></td> <td><u>LEO</u></td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 24 第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備</td> <td>IMC</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	コード	(略)	(略)	<u>設備規則第 49 条の 23 第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	<u>LEO</u>	設備規則第 49 条の 24 第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMC	(略)	(略)
項 目	コード																						
(略)	(略)																						
<u>設備規則第 49 条の 23 第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	<u>LEO</u>																						
<u>設備規則第 49 条の 23 の2に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	<u>GEO2</u>																						
設備規則第 49 条の 24 第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMC																						
(略)	(略)																						
項 目	コード																						
(略)	(略)																						
<u>設備規則第 49 条の 23 第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	<u>LEO</u>																						
設備規則第 49 条の 24 第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMC																						
(略)	(略)																						

○平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>一 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七條の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が法第百三條の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事實は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。</p> <p>1 施行規則第十五條の三第五号(4)に掲げる規格 設備規則第 四十九條の二十三第二号の技術基準</p> <p>2 施行規則第十五條の三第五号(5)に掲げる規格 設備規則第 四十九條の二十三の二の技術基準</p> <p>3 施行規則第十五條の三第五号(12)に掲げる規格 設備規則第 四十九條の二十四第七項の技術基準</p> <p>4 施行規則第十五條の三第五号(13)に掲げる規格 設備規則第</p>	<p>一 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五條の三第五号(4)に規定する無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七條の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三條の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九條の二十三第二号又は第四十九條の二十四第七項若しくは第八項に規定する技術基準に相当する技術基準に適合するとの事實は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。</p>

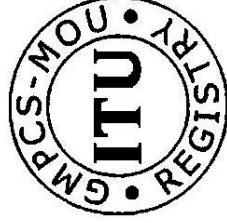
四十九条の二十四第八項の技術基準

(表示)



11 (略)

(表示)



11 (略)

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行																				
<p>第二～第六（略）</p> <p>第七 備 <u>インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備</u></p> <p>一 <u>一般的条件</u> <u>第一の一の条件に適合すること。</u></p> <p>二 <u>送信装置</u></p> <p>1 <u>主として航空機に搭載される無線設備以外の無線設備</u> <u>等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）五〇パーセントから（十）五〇パーセントまでの範囲とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="168 734 1108 1141"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>等価等方輻射電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しないもの</td> <td>四デシベルから二〇デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）までの範囲</td> </tr> <tr> <td>空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有するもの</td> <td>主として船舶に設置されるもの 五・一デシベルから二二デシベルまでの範囲</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの 五・一デシベルから二〇デシベルまでの範囲</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>主として航空機に搭載される無線設備</u></p> <p>ア <u>等価等方輻射電力</u> <u>等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、自動的に選択できること。</u></p> <table border="1" data-bbox="168 1300 1108 1414"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>等価等方輻射電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低利得空中線（絶対利得が六デシベル未満の空中線）</td> <td>一・四デシベルから一一・四デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下</td> </tr> </tbody> </table>	区別	等価等方輻射電力	空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しないもの	四デシベルから二〇デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）までの範囲	空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有するもの	主として船舶に設置されるもの 五・一デシベルから二二デシベルまでの範囲		主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの 五・一デシベルから二〇デシベルまでの範囲	区別	等価等方輻射電力	低利得空中線（絶対利得が六デシベル未満の空中線）	一・四デシベルから一一・四デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下	<p>第二～第六（略）</p> <p>第七 備 <u>インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備</u></p> <p>一 <u>第一の一の条件に適合すること。</u></p> <p>二 <u>等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）五〇パーセントから（十）五〇パーセントまでの範囲とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 734 2094 1141"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>等価等方輻射電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しないもの</td> <td>四デシベルから二〇デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）までの範囲</td> </tr> <tr> <td>空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有するもの</td> <td>主として船舶に設置されるもの 五・一デシベルから二二デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）までの範囲</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの 五・一デシベルから二〇デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）までの範囲</td> </tr> </tbody> </table>	区別	等価等方輻射電力	空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しないもの	四デシベルから二〇デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）までの範囲	空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有するもの	主として船舶に設置されるもの 五・一デシベルから二二デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）までの範囲		主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの 五・一デシベルから二〇デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）までの範囲
区別	等価等方輻射電力																				
空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しないもの	四デシベルから二〇デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）までの範囲																				
空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有するもの	主として船舶に設置されるもの 五・一デシベルから二二デシベルまでの範囲																				
	主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの 五・一デシベルから二〇デシベルまでの範囲																				
区別	等価等方輻射電力																				
低利得空中線（絶対利得が六デシベル未満の空中線）	一・四デシベルから一一・四デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下																				
区別	等価等方輻射電力																				
空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しないもの	四デシベルから二〇デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）までの範囲																				
空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有するもの	主として船舶に設置されるもの 五・一デシベルから二二デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）までの範囲																				
	主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの 五・一デシベルから二〇デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）までの範囲																				

中利得空中線（絶対利得が六デシベル以上二二デシベル未満の空中線）	この欄において同じ。）までの範囲。許容偏差は、（一）一・五デシベルから（十）三・五デシベルまでの範囲
高利得空中線（絶対利得が一三デシベル以上の空中線）	五デシベルから一五・一デシベルまでの範囲。許容偏差は、（一）二デシベルから（十）三・五デシベルまでの範囲
高利得空中線（絶対利得が一三デシベル以上の空中線）	一〇デシベルから二〇デシベルまでの範囲。許容偏差は、（一）三・五デシベルから（十）二デシベルまでの範囲

イ 搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(一) 最大等価等方輻射電力が一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下の場合

周波数帯	等価等方輻射電力
一三〇 MHz 以下	任意の一三〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（一）八四・八デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）以下
一三〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下	任意の一三〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（一）七七・八デシベル以下
一、〇〇〇 MHz を超え一、五二五 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（一）七七デシベル以下
一、五二五 MHz を超え一、五五九 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）九七デシベル以下
一、五五九 MHz を超え二・七五 GHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（一）七七デシベル以下

(二) 最大等価等方輻射電力が一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）を超える場合

周波数帯	等価等方輻射電力
一三〇 MHz 以下	任意の一三〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が（一）八四・八デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）以下

130 MHz を超え1,000 MHz 以下	任意の120 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一) 七七・八デシベル以下
1,000 MHz を超え1,525 MHz 以下	任意の100 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一) 七二デシベル以下
1,525 MHz を超え1,559 MHz 以下	任意の3 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一〇三デシベル以下
1,559 MHz を超え1,605 MHz 以下	任意の100 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一) 七七デシベル以下
1,605 MHz を超え1,610 MHz 以下	任意の1 MHz の帯域幅における尖頭電力が次の式により求められる値以下 $-70+8/5(f-1605)$ デシベル f は、MHz を単位とする周波数とする。
1,610 MHz を超え1,616.5 MHz 以下	任意の100 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一) 七二デシベル以下
1,616.5 MHz を超え1,662.5 MHz 以下	任意の3 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一) 六三デシベル以下
1,662.5 MHz を超え1.07 GHz 以下	任意の100 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一) 七二デシベル以下
1.07 GHz を超え1.275 GHz 以下	任意の100 kHz の帯域幅における尖頭電力が(一) 七六デシベル以下

三 受信装置

副次的に発する電波等の限度は、最大等価等方輻射電力が一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下の場合は二の二のイの(一)に規定する等価等方輻射電力の値を、最大等価等方輻射電力が一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）を超える場合は二の二のイの(二)に規定する等価等方輻射電力の値を、それぞれ超えないものであること。

第八 (略)

第八 (略)